

名古屋港南5区におけるドローン実証実験実施要領

1 目的

本要領は、「あいちロボット産業クラスター推進協議会 ドローン実証実験実施要項」(以下、「実施要項」という。)に定められた事項の他に「名古屋港南5区」を利用する方法や留意事項等について定める。

2 実験場所在地

愛知県知多市緑浜町5番(名古屋港南5区Ⅲ工区)

※実験可能エリアは図2破線枠内、車両が進入可能なのはエリア1のみ。



図1 名古屋港南5区

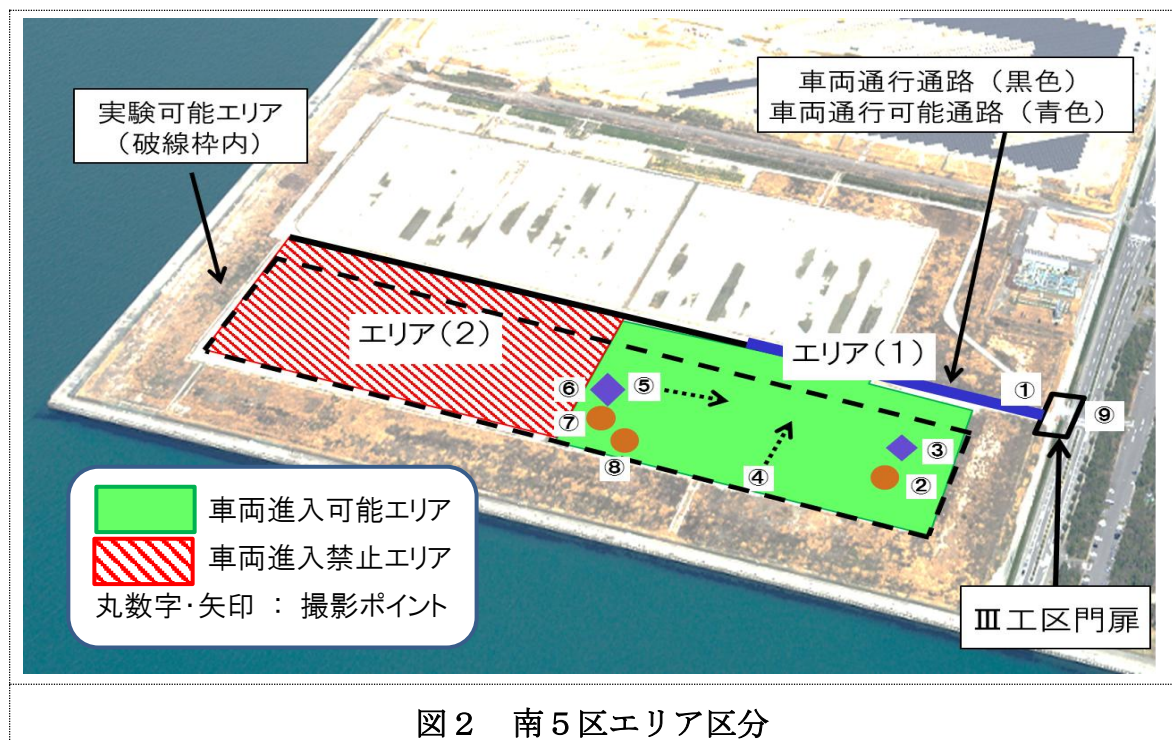


図2 南5区エリア区分

3 利用時間

原則として土曜日、日曜日、祝日を除いた開庁日のうち午前9時から午後4時30分までとし、事務局及び敷地管理者の承諾する日とする。

ただし、初めて実験を行う実施者は、敷地利用方法の説明を受けるため、使用開始時間を午前10時以降とする。

4 利用申込方法

本実証実験を希望する者は、実施要項「4利用者登録」が完了した後に、実験場の空き日程の確認及び仮予約申し込みをする。事務局より利用の内諾を受けた後、実験を希望する日の1週間前までに、実施要項の「(様式3) 実証実験実施申込書」(以下「申込書」という。)を事務局へ提出すること。

利用の申込は1ヶ月単位とし、当該月の実施申込を記入すること。2ヶ月にまたがり実証実験を計画する場合には、申込書は分けて作成すること。

利用申込の手順は以下のとおりとする。

- (1) 実施希望日が予約可能な日時か、県Webページにて確認し仮予約申し込みをする。
- (2) 事務局から利用の内諾を受けた後、事務局へ「申込書」を提出する。
- (3) 事務局からメールにて承認の通知を行う。
- (4) 天候等により上記(3)で通知した実験日で実験を行わない場合は、原則前日までに事務局へ報告し、実施要項の「(様式4) 実証実験中止届」を提出する。

5 実証実験の実施前確認

実験を実施する前に、実施者において当該敷地や設置されている機器・設備に異常がないか確認すること。

実施前確認の手順は以下のとおりとする。

- (1) III工区門扉外に車両を停車させ、今から敷地内に入る旨、事務局へ電話連絡する。
- (2) 引き扉及びカンヌキ錠に異常がないか確認の上、開錠・開扉し車両を場内へ移動。
- (3) 閉扉・施錠後、異常がないか確認の上、敷地内からカンヌキ錠の写真を撮影(別紙「写真撮影箇所」の①)し、事前に付与されている専用フォーム(以下、「専用フォーム」という。)に写真をアップロードする。
- (4) 車両進入可能エリア(図2エリア1)の入り口にかかっている進入禁止ロープ及び看板(以下、「ロープ等」という。)を外し、車両を移動。その後、ロープ等を現状復旧する。
- (5) 利用するエリア及びそのエリア内のガス抜き管・沈下杭(別紙「写真撮影箇所」の図参照)に異常がないか確認。
- (6) 利用するエリア内の写真及びそのエリア内のガス抜き管、沈下杭の写真を撮影(別紙「写真撮影箇所」の②～⑧)。異常があった場合に限り、速やかに専用フォームに写真をアップロードし、事務局へ電話連絡する。

6 実証実験の実施後確認

実験終了1時間前に事務局へ終了予定時間を電話連絡すること。

実験及び後片付けの終了後、実施者において当該敷地や設置されている機器・設備に異常がないか確認し、その結果を事務局へ電話連絡すること。事務局は専用フォームにアップロードされた写真を確認し実施者へ電話連絡し、実証実験の完了とする。

実施後確認の手順は以下のとおりとする。

- (1) 利用したエリア及びそのエリア内のガス抜き管・沈下杭に異常がないか確認。
- (2) 利用したエリア内の写真及びそのエリア内のガス抜き管、沈下杭の写真を撮影。
エリア1のみの使用であれば別紙1「写真撮影箇所」の②～⑧の写真を撮影する。
エリア2に立ち入った場合には、使用エリアのガス抜き管、沈下杭の写真を撮影する。
- (3) ロープ等を外し、車両を場外へ移動。その後、ロープ等を現状復旧する。
- (4) 閉扉・施錠後、異常がないか確認の上、敷地外から閉まっている状態の門扉及びカンヌキ錠の写真を撮影（別紙1「写真撮影箇所」の⑨）。
- (5) 事後確認で撮影した写真を専用フォームにアップロードし、実験を終了した旨、事務局へ電話連絡する。
- (6) 事務局から写真確認完了の連絡があってから撤収する。

7 実証実験場内への車両の乗り入れ

車両が走行できる場所は「図2 南5区エリア区分」のとおり、エリア1の碎石敷きの車両進入可能エリア（緑色）と車両通行可能通路（青色）のみとし、車両進入禁止エリア（赤色斜線）には進入しないこと。（エリア1、エリア2の北側に車両通行通路はあるが通行可能通路は青色部分のみとする）

乗り入れ車両の駐車については、エリア1内のみとする。

ただし、徒歩でエリア2の中に入ることは許容する。

その他のエリアについては、ドローンが墜落した場合等を除き、徒歩での立入りも禁止とする。

車でⅢ工区内を走行する際は徐行することし、制限速度は時速20km以下とする。

8 実験可能エリアについて

実験は破線枠内で飛行することとする。

車両通行通路は工事車両通行の可能性があるので通路から30m以上はなれて実証実験をすること。敷地外への飛行を行わないこと。特に実証実験場の北側は多目的グラウンド、南側の防波堤は釣り施設となっているため、極力避けて実証実験を実施すること。

9 敷地内及び周辺に生息する野生動物への配慮について

当該敷地及びその周辺地域には、絶滅危惧種を含む様々な野生動物が生息している。実験に際しては、実験区域内にこれらの野生生物が存在していないか確認する等の配慮をすること。また、営巣や卵を確認した場合は速やかに事務局へ連絡すること。

10 緊急時における敷地の利用禁止または制限について

名古屋港管理組合防災計画に基づく非常配備の基準（別紙2）に該当したときは、直ちに使用を中止し、退去すること。また、名古屋港管理組合災害対策本部が設置されている期間においては、敷地は使用不可とする。敷地の損壊その他の理由により利用が危険と判断された場合、敷地の利用を禁止または制限する。

11 留意事項

(1) メタングス等の発生があることから火気厳禁とする。

LPガスやガソリンなどの発電機の使用については、実施要項の定めに加え、発電機の設置位置は、ガス抜き管からある程度の距離を置いた位置とすること。

(2) 実験時間内に、関係者以外が立ち入ることがないように、実験実施者において門扉の施錠・監視すること。

(3) 実験時間内の出入り、また退場時についても、実験実施者の責任において、上記同様に施錠管理を行うこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める最終処分場の構造基準及び維持管理基準の遵守に支障がないようにすること。

(5) 最終処分場の覆土の掘削、廃棄物の掘削を行わないこと。

(6) ドローン本体以外の機器等を実証実験場に設置する場合は、申請の際に申し出ること。

(7) 報告用の写真撮影及び実証実験の記録以外の目的での写真及び動画撮影は、事務局に許可を得ること。

また撮影した写真、動画については利用者の組織内資料として使用することとし、ホームページやパンフレットへの掲載など外部に発信する場合には、事前に事務局へ許可を得ること。

(8) 実験エリア外への飛行逸脱防止のため、ジオフェンスの設定を行うこと。また、ドローン運航中に操縦不能となった不測の事態に備え、強風時など安全な運航の確保が困難な場合は飛行しないこと。

附 則

この要領は、2018年10月1日から施行し、2018年10月1日以降に実施する実証実験から適用する。

附 則

この要領は、2020年2月15日から施行し、2020年2月15日以降に実施する実証実験から適用する

附 則

この要領は、2021年3月31日から施行し、2021年3月31日以降に実施する実証実験から適用する

この要領は、2024年4月1日から施行し、2024年4月1日以降に実施する実証実験から適用する

この要領は、2025年4月1日から施行し、2025年4月1日以降に実施する実証実験から適用する

この要領は、2025年10月1日から施行し、2025年10月1日以降に実施する実証実験から適用する

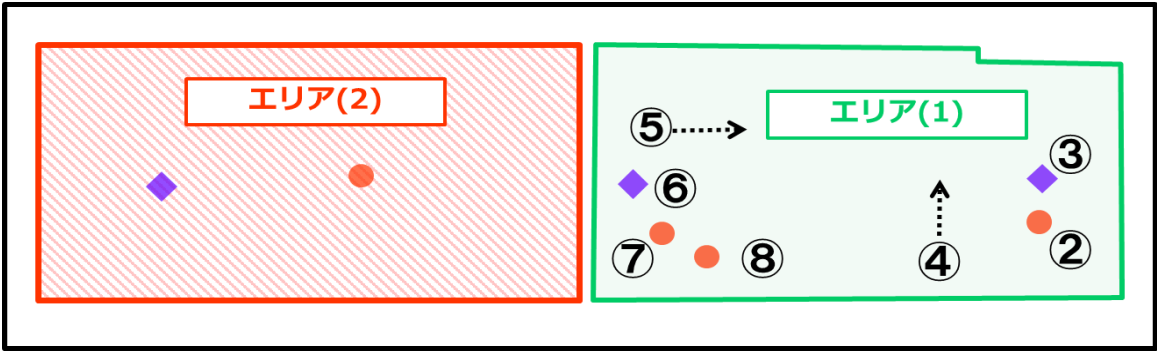
【事務局連絡先】

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課 ドローン実証実験担当

電話：052-954-7482

E-mail：jisedai@pref.aichi.lg.jp

(別紙 1) 写真撮影箇所



①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨

(別紙 2) 非常配備の基準

種類	時 期
第一非常配備	1 台風に伴い気象業務法に基づく高潮注意報が名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかに発表されたとき。 2 気象業務法に基づく津波注意報が伊勢・三河湾に発表されたとき。 3 気象業務法に基づく次の警報の一が名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかに発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 4 気象業務法に基づく大雨特別警報が名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかに発表されたとき。 5 地震発生により名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかで震度 4 が観測されたとき（名古屋地方気象台発表）。 6 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき。 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 8 その他名古屋港管理組合災害対策本部会議が必要と認めたとき。
第二非常配備	1 気象業務法に基づく高潮警報が名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかに発表されたとき。 2 気象業務法に基づく津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき。 3 気象業務法に基づく次の特別警報の一が名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかに発表されたとき。 (1) 暴風特別警報 (2) 暴風雪特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 4 地震発生により名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかで震度 5 弱が観測されたとき（名古屋地方気象台発表）。 5 東海地震注意情報が発表されたとき。 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 7 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 8 その他名古屋港管理組合災害対策本部会議が必要と認めたとき。
第三非常配備	1 名古屋港港湾区域内及び名古屋港管理組合が管理する港湾施設その他施設に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合で本部員会議が必要と認めたとき。 2 気象業務法に基づく大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき。 3 地震発生により名古屋市、知多市、東海市、弥富市又は飛島村のいずれかで震度 5 強以上が観測されたとき（名古屋地方気象台発表）。 4 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が、東海地方に発令されたとき。 5 その他名古屋港管理組合災害対策本部会議が必要と認めたとき。